

(案)

『循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて』
舞鶴市廃棄物減量等推進審議会 答申概要

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会では、平成 29 年 4 月 25 日に舞鶴市長から諮問を受けた『循環型社会の形成に向けた新たな取り組み』について、基本方針と今後の取り組みについて審議し、答申を行いました。概要は次のとおりです。

【 詮問事項① 容器包装リサイクルに関する取り組みについて】

【 基本方針① 】

ペットボトルの単独分別収集とプラスチック製包装類の新たな分別収集は、資源化の促進及びごみの減量、温室効果ガスの削減など、循環型社会の形成に有効な手段と考えられるため、積極的に取り組むべきである。

また、施策の導入に際しては、その必要性や制度内容について市民への十分な周知と説明を行うとともに、その効果等の検証と情報発信にも努められたい。

【 今後の取り組みと審議会の意見（概要）】

市の取り組み案	①ペットボトルの単独分別収集 ②プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化 ③分別ルールの変更に伴う市民周知
審議会の意見	・ペットボトルの単独分別収集は、処理の効率化や資源化率の向上、埋立ごみの削減に有効。 ・プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化については、資源化率の向上を図り、温室効果ガスを削減する上で必要。 ・新たな分別ルールの周知とあわせて制度導入の背景や目的、費用とその効果について市民への情報発信が不可欠。

質問事項② リデュース、リユースの推進について

基本方針②

リデュース・リユースの推進は、環境負荷やごみ処理施設の整備に要する様な市民負担を軽減し、公平な受益者負担の実現に向け極めて優先度の高い取り組みである。

特に、次の6項目に関連する施策については、リデュース・リユースの推進に向けた本市の重点施策に位置付け、早急に具体的な取り組みに着手すべきである。

- ①食品ごみ・生ごみの減量
- ②プラスチックごみの減量
- ③リユース活動の活性化と支援
- ④事業系ごみの実態把握と減量
- ⑤紙ごみの減量と資源化
- ⑥公平な受益者負担の実現

今後の取り組みと審議会の意見（概要）

①食品ごみ・生ごみの減量

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none">①ごみ減量運動の啓発（「3キリ（使いキリ・食べキリ・水キリ）」運動、「3010（さんまる・いちまる）運動」など）②食品ロス削減に取り組む飲食店への「食べ残しぜロ推進店舗」認定制度等を活用するなど、国・京都府の取り組みへの参画
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none">・小中学校での啓発や食育についても取り組みが必要。・事業者向けの啓発にあたっては、経済性を確保しつつ、ごみ減量に取り組む事例やメリット等を発信すること。

②プラスチックごみの減量

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none">①環境負荷の少ない行動・ライフスタイルの啓発②「使わない」「できるだけ使わない」「繰り返し使う」といったごみ減量行動の啓発
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none">・プラスチック容器包装類などの不燃ごみの有料化は、ごみ減量だけではなく、公平な受益者負担の実現に資する取り組みでもある。・レジ袋の削減に向け、市民・事業者・行政の3者による協議の場を設置し、段階的な取り組みが必要。

③リユース活動の活性化と支援

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none">①常設リユーススペース、リユースイベントなど既存施策の活性化と充実。
---------	--

	②フリーマーケットやリユース・リペア情報の発信など、市民が自主的に取り組むリユース活動への支援
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none"> 啓発の対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象となる「もの」を選定することで効果的な事業実施が期待できる。

④事業系ごみの実態把握と減量

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none"> ①事業系ごみの減量・資源化啓発、実態把握 ②施設搬入時の展開検査、指導など ③焼却施設への紙ごみの搬入規制。資源化ルートの確保 ④直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討。 多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの適正排出指導・減量啓発にあたっては、事業系ごみの実態を把握し、市の実情に応じた施策検討が必要。 搬入許可制度や搬入予約制度の導入にあたっては、効率的な方法の検討、不法投棄等の増加抑制への配慮も必要。 事業者に向けて「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、啓発を図る必要がある。

⑤紙ごみの減量と資源化

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none"> ①紙ごみ減量とペーパーレス化、分別徹底の啓発 ②排出機会の確保、シュレッダー古紙や秘匿文書の資源化ルートの確保 ③事業系紙ごみの搬入抑制
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none"> 雑紙の分別・リサイクルや、シュレッダーダストが資源化困難であることについて、さらなる啓発が必要である。 事業系紙ごみの搬入抑制に向けては、秘匿性の高い文書や個人情報が記載された紙をリサイクルできるルートの確保を図る必要がある。

⑥公平な受益者負担の実現

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none"> ①越境ごみやただ乗りなど不適正排出に対する取り組み ②他市の取り組みを参考にしたごみの受け入れ体制の早急な見直し
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none"> 越境ごみ対策や不適正排出に対して、搬入物検査や展開検査などの対策に早急に着手する必要がある。 廃棄物の排出状況や性状の確認、直接搬入の有料化、さらには、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化施策について研究する必要がある。 有料化の検討にあたっては、本市のごみに関する情報をしっかりと発信するとともに、サービス向上につなげる検討も必要である。

質問事項3 ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について

基本方針③

ライフスタイルの多様化や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、市民が等しくごみ分別・ごみ排出に取り組むことができるよう、次の施策を実施する必要がある。

- ①立ち番の負担軽減と適正な分別・排出が維持できる地域づくり
- ②高齢者や障害者などの排出困難者を対象とした戸別収集の実施
- ③地域の集積所での排出を補完する拠点回収の充実と、ペットボトルとプラスチック容器包装類の収集回数の拡充
- ④「ごみ」や「環境」への取り組みを通じたコミュニティの維持・活性化

今後の取り組みと審議会の意見

①立ち番と集積所の管理について

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none">①不燃ごみ集積所の管理ルールの整備と、地域の実情に応じた立ち番の任意化②地域でのごみ減量・分別の学習の機会（出前講座等）の提供
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none">・立ち番を一律に実施するのではなく、地域事情や必要性を考慮して実施することが望ましい。・立ち番の任意化に向けては、不燃ごみの分別区分の見直し後、適切なタイミングを見定め、円滑に移行されたい。

②排出困難者への対応～戸別収集について～

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none">①民間事業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）による戸別収集サービス（有料）の活用
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none">・既存の家族力・地域力の低下を招かないよう留意しつつも、経済的困窮者への配慮も含め、福祉関連部局や関連事業者と相談の上で有効な戸別収集が実現できるよう検討を進めること。・病気やけがなど、福祉施策での基準に該当しないようなケースについてもサービスを利用できる仕組みづくりが必要。

③排出機会の確保～拠点回収や収集回数の拡充について～

市の取り組み案	<ul style="list-style-type: none">①排出拠点の充実<ul style="list-style-type: none">1) 小売店での店頭回収の拡充2) 拠点型の集団回収（古紙等）3) 公共施設での拠点回収の拡充
---------	---

	<p>4) 紙おむつ専用袋の配布拠点の拡充</p> <p>②収集回数の拡充</p> <p>1) ペットボトル・プラスチック容器包装類の月 2 回収集（実施時期未定）</p> <p>2) 排出困難者への当面の措置として、可燃ごみとして排出されたプラスチック製包装類の「取り残し」の猶予</p> <p>3) 集積所への対応として、不燃ごみ集積所の移転・増設、ペットボトル・プラスチック容器包装類専用の集積所増設</p>
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の事業者に対しても、レジ袋の削減の取り組みと並行し、ペットボトル等の自主的な回収の充実を働きかける必要がある。 ・ペットボトルやプラスチック容器包装類は、家庭での発生量が多いため、保管スペースや衛生上の問題を考慮し、市が提案する月 2 回収集は最低限の回数とし、他市の事例を参考に月 4 回収集など収集回数の拡充について検討を進められたい。 ・受益者負担の観点からは、収集回数の拡充など、ごみ排出の利便性向上と合わせて、不燃ごみの有料化についても検討を進める必要がある。

④地域コミュニティの維持・活性化について

市の取り組み案	<p>①自治会活動への支援</p> <p>②自治会への情報提供・情報共有・意見交換</p> <p>③集団回収やリユース活動への支援</p> <p>④地域コミュニティのさらなる活性化に向けた各種施策や連携</p>
審議会の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力が低下する中、効率的な自治会運営を行うためには、個々の自治会での効率化手法の共有や、情報交換できる場所や機会が重要となる。 ・「ごみ」や「環境」をテーマとする、新たなコミュニティや活動を形成する仕掛けや仕組みについても考えなければならない。 ・「ごみ」や「環境」に関する問題は、すべての人に共通する問題である。こうした中、「ごみ」や「環境」の取り組みを活用し、地域づくりのツールとして、様々なコミュニティとの連携が一層重要になっている。

今後の取り組みを進める上で留意すべき事項

(1) 容器包装リサイクルに関する新たな取り組みに向けて

- ・モデル事業の実施にあたり、課題や問題点の洗い出しをしっかりと行い、必要に応じて修正を加えることにより、よりよい分別収集・処理体制の構築に努められたい。
- ・市民への情報発信・周知をしっかりと行い、新たな分別区分への円滑な移行を図られたい。

(2) 啓発活動について

- ・環境啓発事業に参加する楽しみやメリットがあると参加しやすく、継続しやすいため、効率的・効果的な事業実施や、副次的な事業効果を考慮し実施されたい。
- ・将来、本市の環境を担うことになる子ども達に対して、どのように考えるきっかけを作るのか、また、どのように伝えていくのかといった仕掛けづくりを検討しなければならない。

(3) 市民と事業者との連携について

- ・事業者がごみ減量や環境面での取り組みを行うことで、「この店（事業所）は環境に良い取り組みをしているから利用（応援）しよう」といった市民の気運が高まることを期待したい。

(4) 本審議会との連携について

- ・本審議会に対し、事業の検討状況や実施状況を報告するとともに、必要に応じて協議を行うなど、本審議会との連携を密にして事業進捗を図られたい。

◆舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員

副会長	青山公三	京都府立大学 名誉教授 京都政策研究センター長
	足立徳仁	公益社団法人舞鶴青年会議所 理事長
	内海志伸	舞鶴市老人クラブ連合会 会長
	尾上亮介	まいづる環境市民会議 会長
	木谷絵美	倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター
副会長	品田正明	舞鶴自治連・区長連協議会 副会長
	田中小満	市民
	谷口英子	NPO法人まちづくりサポートクラブ 副代表理事
	西山隆成	舞鶴商工会議所 常務理事・事務局長
	藤原貴子	舞鶴YMCA国際福祉専門学校 教務部長
	森志乃ぶ	市民
会長	山川肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

(敬称略、五十音順)

◆審議経過

H28.10.5	第1回	【説明】一般廃棄物（ごみ）処理状況について
H29.1.11	第2回	施設見学
H29.2.23	第3回	【説明】市民意識調査の結果について
H29.4.25	第4回	【質問】循環型社会形成に向けた新たな取り組みについて 【協議】容器包装リサイクルに関する取り組みについて
H29.7.25	第5回	【協議】中間答申（案）について
H29.8.31	中間答申	中間答申
H29.11.24	第6回	【協議】リデュース・リユースの推進について
H30.1.26	第7回	【協議】リデュース・リユースの推進について
H30.3.27	第8回	【協議】ライフスタイルの変化や高齢化への対応について
H30.5.28	第9回	【協議】ライフスタイルの変化や高齢化への対応について
H30.8.21	第10回	【協議】答申（案）について
H30.10.2	第11回	【協議】答申（案）について 答申